

発議案第22号

医療・介護総合法案の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月18日

八千代市議会

議長 坂本 安様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
	同	皆川知子	㊟
	同	中村健敏	㊟

提案理由

国に対し、国民の実態を無視した医療・介護総合法案の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

医療・介護総合法案の撤回を求める意見書

「社会保障の充実」という理由で消費税を増税したばかりの国会で、「医療・介護総合法案」が審議されている。その内容は、「社会保障の充実」どころか「医療・介護の大改悪法案」となっている。

安倍内閣の狙いは、社会保障への国の支出を削減・抑制するため、国民に負担増と給付減を求めるとともに、健康や老後の安心を保障する社会保障制度そのものを「自己責任」、「自助努力」を基本にした仕組みに変えるものと言わざるを得ない。

医療分野では、外来患者の削減目標を立て患者の受診を抑制したり、高齢者人口が増大する2025年までに、入院ベッド数をふやすどころか大幅な削減計画を立てるなど、国民の健康を考えたものではない。このままでは、行き場を失う「医療難民」、「漂流患者」が激増することは明らかである。

また、介護保険でも「先に国の支出削減ありき」で、要支援者の介護保険からの除外や特別養護老人ホーム入所対象から要介護1・2を外すなど、大幅なサービス縮減となっている。

これらのことから医療・介護総合法案は、政府みずから掲げている介護の「予防重視」の方針や「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を否定する矛盾したものであり、認められるものではない。

よって、本市議会は国に対し、国民の実態を無視した医療・介護総合法案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様